

京都市告示第 84 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 25 年 4 月 11 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
平田医院	北区紫野下築山町 55 - 1 メゾン紫野 1F	平成 25 年 4 月 2 日
医療法人平盛会 平盛 会クリニック	西京区大枝北福西町二丁目 12 番地の 1	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人清仁会 洛西 ニュータウン病院	西京区大枝東新林町 3 丁目 6	平成 25 年 2 月 1 日
たきの歯科クリニック	上京区烏丸通今出川下る梅屋町 475 - 13	平成 25 年 4 月 1 日
たかはし歯科医院	中京区西ノ京円町 5 - 4	平成 25 年 3 月 1 日
医療法人健進会 林歯 科診療所	下京区朱雀宝蔵町 14 番地	平成 25 年 2 月 1 日
花背歯科診療所	左京区花脊大布施町 196	平成 25 年 4 月 1 日
桃山歯科クリニック	伏見区讃岐町 155 ランスロット栴田ビル (ランスロット桃山) 1F	平成 25 年 3 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
かるがも調剤薬局 大徳寺前店	北区紫野下築山町55番地3 アンフィニビル地下1階	平成25年4月2日
烏丸御池ゆう薬局	中京区烏丸通姉小路下る場之町599番地 CUBE O I K E 7階西号室	平成25年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)